

浄化槽をご使用の方へ

浄化槽が正しく機能するために、保守点検、清掃、法定検査を実施することが、浄化槽法により義務付けられています。

保守点検

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整や消毒薬の補充などを行います。県の登録業者に委託してください。

回数

年に3～4回以上
※種類や大きさによって回数は異なります。

清掃

浄化槽内に汚泥が溜まると、臭いや水質悪化の原因になります。汚泥の引き抜きなどを行います。市で許可されている業者に委託してください。

■回数 年に1回以上

法定検査

保守点検と清掃とは別に、指定検査機関による検査を2つ、必ず受けなければなりません。指定検査機関または保守点検業者に委託してください。

必要な検査

- ・使用開始後4～8か月目までに受ける水質検査（7条検査）
- ・毎年1回の定期検査（11条検査）

問い合わせ先

（一社）栃木県浄化槽協会
☎028(633)1650



スズメバチの駆除費を補助

駆除業者に依頼してスズメバチの巣を駆除した方に、費用の一部を補助しています。

■補助金額 駆除に要した費用の2分の1（上限7,000円、100円未満切り捨て）

■申込方法 駆除後、申請書と必要書類を環境課に提出

■必要書類 駆除に要した費用の領収書、写真（駆除前と駆除後）、巣の位置図、市税の滞納がないことを証明する書類

市内の業者

（株）県南環境 ☎(44)2518
（株）スマイテック ☎(44)9618

剪定枝（小枝）の出し方

剪定枝（小枝）は、資源としてリサイクルするため、南部清掃センター（野木町）で堆肥化しています。剪定枝を出すときは、次のようにしてください。

- ・枝は太さ直径10cm、長さ1mまでのもの
- ・直径30cmまでの束にする
- ・麻ひもか紙ひもで縛る（ビニールひもは堆肥化できないので使用不可）

剪定枝（小枝）の回収に出してはいけない植物

次の植物は堆肥化できないため、燃やすごみ（可燃ごみ）に出してください。

■毒性のある植物

キョウチクトウ、あせび、うるし、アジサイなど

■繊維質の多い植物

藤などのツル科の植物、シュロの木、竹

■病害虫の付いた植物など

松くい虫、赤星病、腐った樹木など

■その他 草花、刈り草、落ち葉、木くず（燃やすごみに出す前に土を落としましょう）

■収集できないもの

木の根、切り株（直接搬入は可能ですが、条件あり。詳しくはお問い合わせください）

市営墓地へのお供え物は必ずお持ち帰りください

お墓参りのシーズンです。

墓前に供えた物を放置すると、カラスなどを呼び寄せ、墓地が荒らされる原因となってしまいます。

お供え物は必ず持ち帰り、処分してください。

市営墓地の周囲に住んでいる方や他の利用者の方、そして墓地で眠るご先祖様のためにも、きれいな墓地を守るため、ご協力をお願いします。